

社会資本総合整備計画（地域住宅支援）

平成 22 年 12 月 13 日

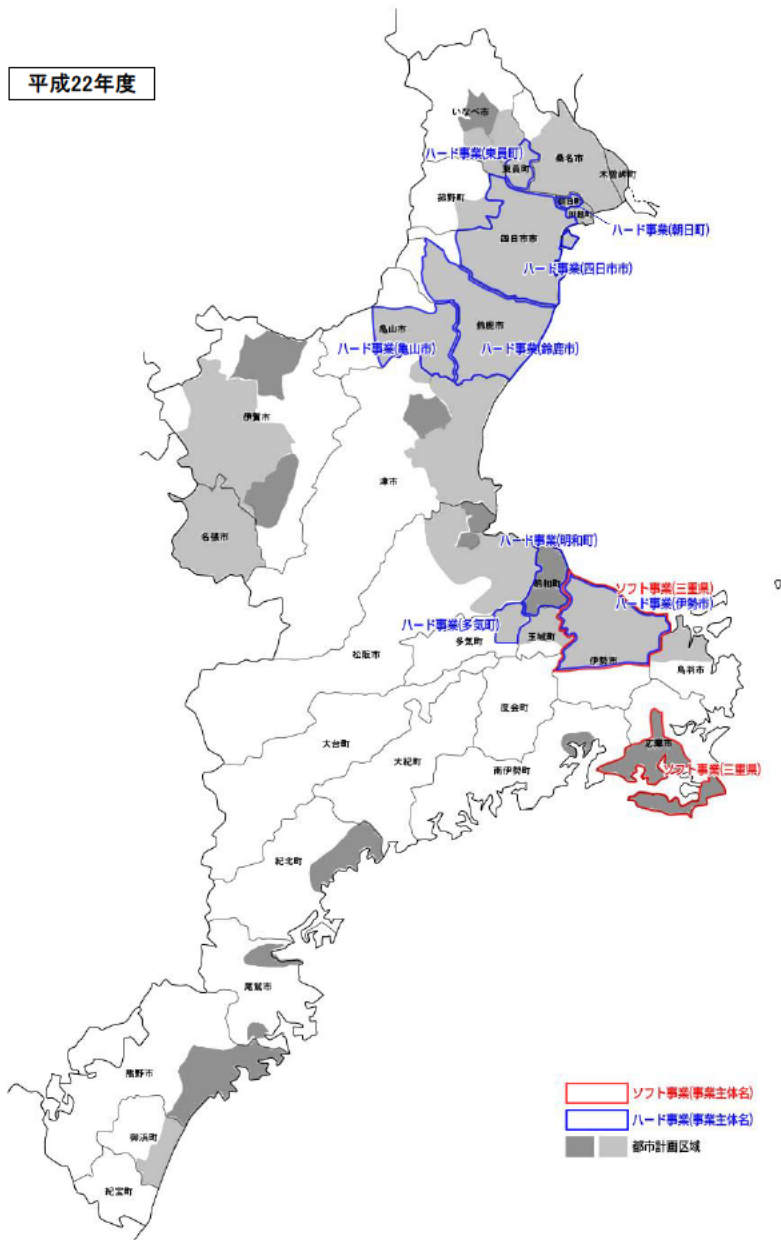
計画の名称	三重県における狭あい道路整備の促進に関する計画																											
計画の期間	平成22年度～平成26年度（5年間）				交付対象	三重県、桑名市、東員町、四日市市、朝日町、鈴鹿市、亀山市、明和町、伊勢市、名張市																						
計画の目標	建築基準法の規定に基づく道路の確認・狭あい道路の特定のための指定道路図等を作成するとともに、県内の狭あい道路の整備改善による安全な住宅市街地の形成を図る。																											
計画の成果目標（定量的指標）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県内における指定道路図等の作成済市町数</li> <li>・三重県における狭あい道路の整備実施箇所数</li> </ul>																											
定量的指標の定義及び算定式	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指定道路図等作成市町数 建築基準法施行規則の規定に基づく指定道路図等の作成済みの都市計画区域を有する市町数</th> <th colspan="3">定量的指標の現況値及び目標値</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>当初現況値 (H22当初)</th> <th>中間目標値 (H25末)</th> <th>最終目標値 (H26末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>25</td> <td>25 (H25末)</td> <td>※中間目標は任意</td> </tr> <tr> <td>事業実施箇所数 計画期間中における狭あい道路整備等促進事業（ハード事業）の実施箇所数</td> <td>0</td> <td></td> <td>1,094</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										指定道路図等作成市町数 建築基準法施行規則の規定に基づく指定道路図等の作成済みの都市計画区域を有する市町数	定量的指標の現況値及び目標値			備考	当初現況値 (H22当初)	中間目標値 (H25末)	最終目標値 (H26末)	0	0	25	25 (H25末)	※中間目標は任意	事業実施箇所数 計画期間中における狭あい道路整備等促進事業（ハード事業）の実施箇所数	0		1,094	
指定道路図等作成市町数 建築基準法施行規則の規定に基づく指定道路図等の作成済みの都市計画区域を有する市町数	定量的指標の現況値及び目標値			備考																								
	当初現況値 (H22当初)	中間目標値 (H25末)	最終目標値 (H26末)																									
0	0	25	25 (H25末)	※中間目標は任意																								
事業実施箇所数 計画期間中における狭あい道路整備等促進事業（ハード事業）の実施箇所数	0		1,094																									
全体事業費	合計 (A+B+C)	732 百万円	A	658 百万円	B	0 百万円	C	74 百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	10.1%																		
<b>交付対象事業</b>																												
<b>A 基幹事業</b>																												
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	備考														
								H22	H23	H24	H25	H26																
1-A1-1	住宅	一般	三重県等	直/間	県・市/民	狭あい道路整備等促進事業	指定道路図等の作成又は狭あい道路の拡幅整備等(都市計画区域内)						658															
1-A1-2																												
1-A1-3																												
1-A1-4																												
1-A1-5																												
1-A1-6																												
1-A1-7																												
1-A1-8																												
1-A1-9																												
合計												658																
<b>B 関連社会資本整備事業</b>																												
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	備考												
										H22	H23	H24	H25	H26														
1-B1-1																												
1-B2-1																												
合計												0																
番号	一体的に実施することにより期待される効果										備考																	
1-B1-1																												
1-B2-1																												
<b>C 効果促進事業</b>																												
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	備考												
										H22	H23	H24	H25	H26														
1-C-1	住宅	一般	市町	直/間	市/民		狭あい道路拡幅附帯整備事業	道路整備に伴う関係事業							74													
															0													
合計												74																
番号	一体的に実施することにより期待される効果										備考																	
1-C-1	より円滑な道路通行、より良好な景観形成、より安全な住宅市街地の形成に寄与する。																											

# 社会資本総合整備計画（地域住宅支援）【参考図面(1)】

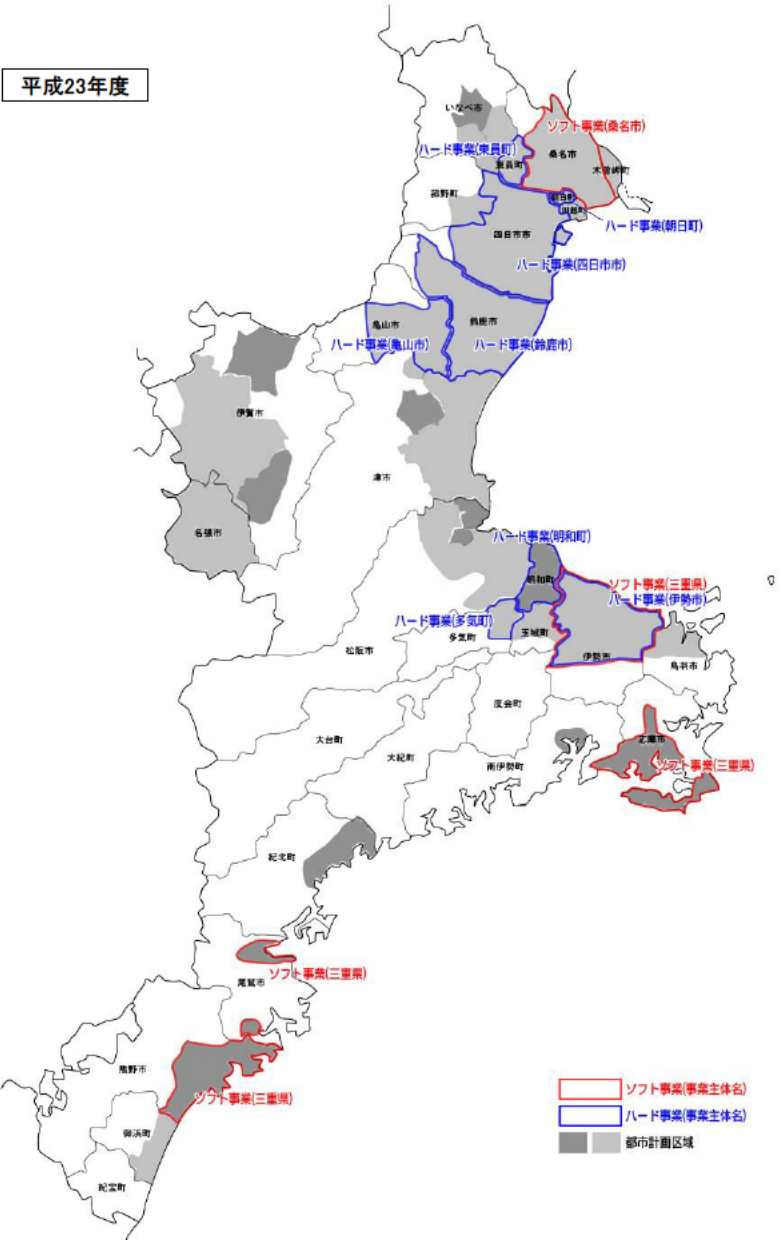
平成 22 年 12 月 13 日

計画の名称	1 三重県の狭あい道路整備の促進に係る計画		
計画の期間	平成22年度 ~ 平成26年度（5年間）	交付対象	三重県、桑名市、東員町、四日市市、朝日町、鈴鹿市、亀山市、明和町、伊勢市、名張市

平成22年度



平成23年度



ソフト事業(事業主体名)  
 ハード事業(事業主体名)  
 都市計画区域

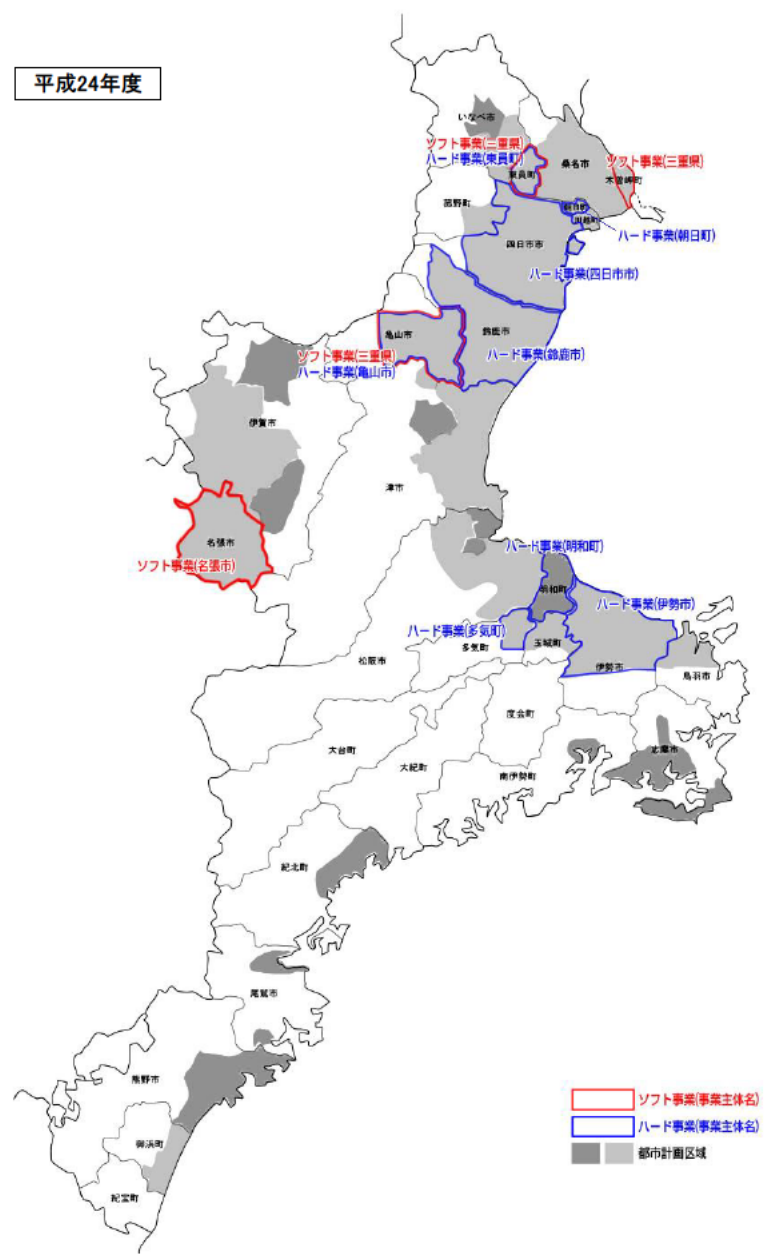
ソフト事業(事業主体名)  
 ハード事業(事業主体名)  
 都市計画区域

# 社会資本総合整備計画（地域住宅支援）【参考図面(2)】

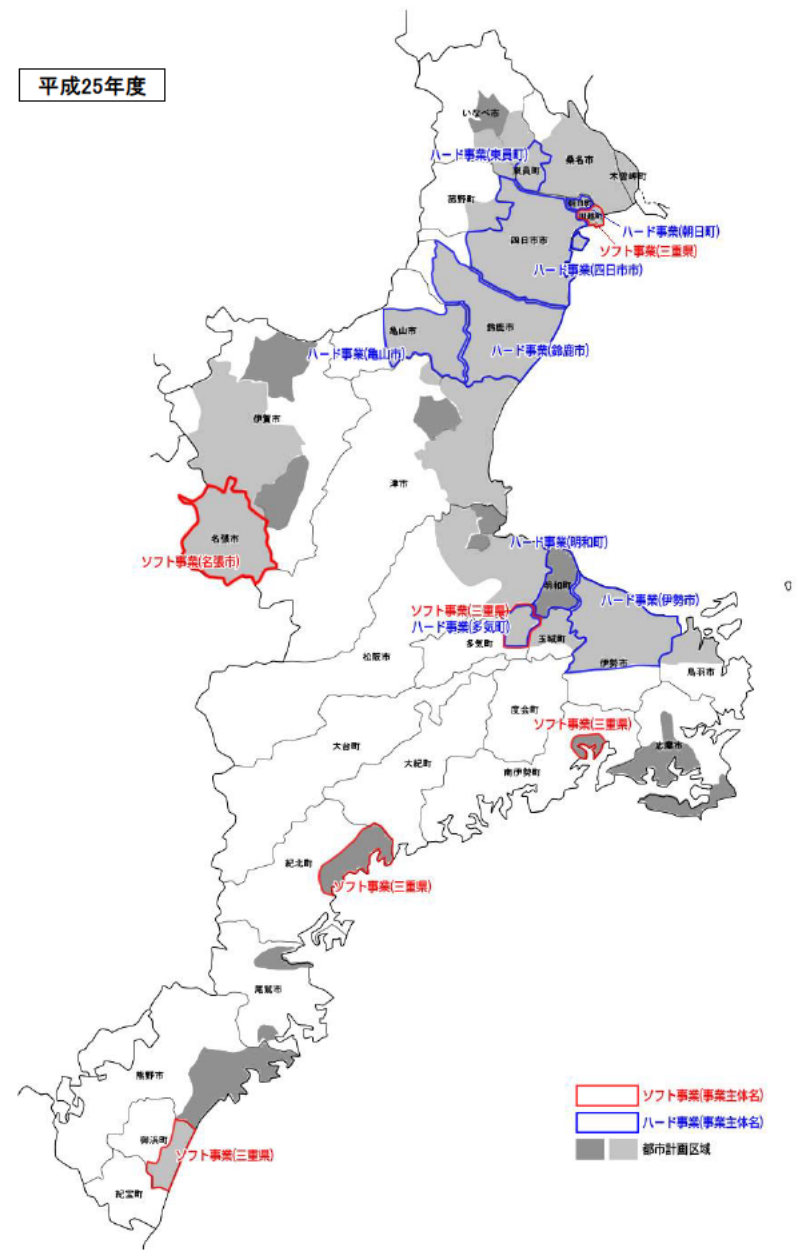
平成 22 年 12 月 13 日

計画の名称	1 三重県の狭あい道路整備の促進に係る計画	交付対象	三重県、桑名市、東員町、四日市市、朝日町、鈴鹿市、亀山市、明和町、伊勢市、名張市
計画の期間	平成22年度 ～ 平成26年度（5年間）		

平成24年度



平成25年度



ソフト事業(事業主体名)  
ハード事業(事業主体名)  
都市計画区域

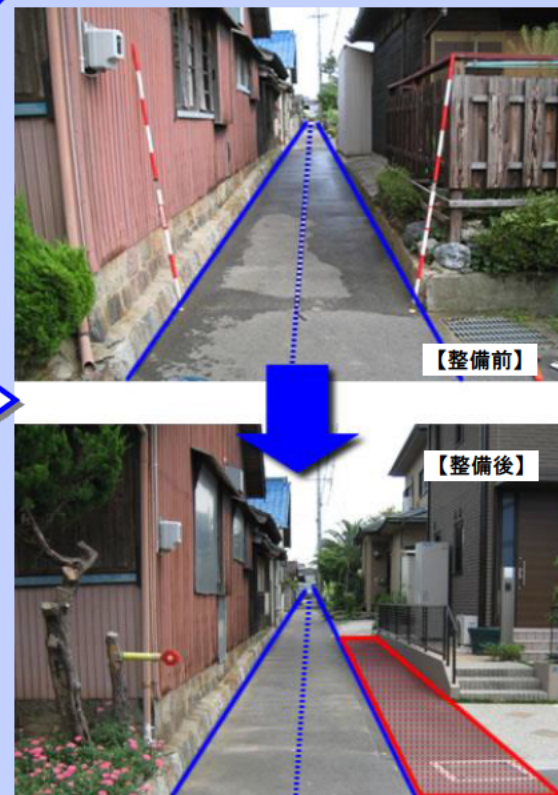
ソフト事業(事業主体名)  
ハード事業(事業主体名)  
都市計画区域

計画の名称	1 三重県の狭あい道路整備の促進に係る計画	交付対象	三重県、桑名市、東員町、四日市市、朝日町、鈴鹿市、亀山市、明和町、伊勢市、名張市
計画の期間	平成22年度～平成26年度（5年間）		

指定道路図等の作成(ソフト事業)



狭あい道路の整備(ハード事業)



- 建築基準法の規定によるセットバック用地の取得・道路整備
- 密集住宅市街地の狭あい箇所における道路の整備・改善

基幹事業

効果促進事業

狭あい道路拡幅附帯整備事業

- 狭あい道路の整備とあわせて実施することで当該事業の効果をより高める関連附帯事業
- 相当規模の擁壁の移設
  - セットバック部分の一部を含む建築物全体の除却等
  - 民間敷地内のインフラ設備(排水柵、水道・電気設備等)の移設
  - 狭あい道路整備と直接関係しない道路安全施設(表示板、反射鏡等)の設置

社会資本整備総合交付金チェックシート

平成 22 年 12 月 13 日

計画の名称	三重県における狭あい道路整備の促進に関する計画	交付対象	三重県、桑名市、東員町、四日市市、朝日町、鈴鹿市、亀山市、明和町、伊勢市、名張市
作成主体名	三重県	チェック欄	
		コメント	
I. 目標の妥当性			
① 関連する計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○	良好な住環境の整備に資するため、関連計画との整合性は確保されている。	
② 地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○	指定道路図等の作成及び狭あい道路の整備改善は、住環境上大きな課題となっているため、地方公共団体の計画に基づき確実に実施する目標について適当である。	
③ 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 （該当するものに○） ア 老朽化した住宅ストックの更新      ① 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保      エ 既存住宅ストックの有効活用 ② まちなか居住の推進      カ 地方定住の推進      ③ 住宅・建築物の安全・安心確保 ④ 良好な住環境の整備      ケ 地域の特色ある街並みの整備 コ その他（      ）	○	狭あい道路の整備は、交通上、安全上、防火上及び衛生上改善につながるものであり、良好な住環境の整備に欠かせないものである。	
II. 計画の効果・効率性			
① 事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○	事業の実施内容は、目標内容に直接的に関連しているため、適切である。	
② 十分な事業効果が得られることが確認されている。	○	道路情報の提供は、適確な確認審査だけでなく不動産流通、評価等にも有効であり、また狭あい道路の整備は建築基準法第42条のセットバックの規定に実効性を与える点で十分な効果を発現させる。	
③ 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○	わかりやすい数値指標としている。	
④ 地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	○	狭あい道路の整備にあたっては、地域の特色、事業箇所の環境等に応じて対応することとしている。	
III. 計画の実現可能性			
① 事業熟度が十分である。	○	指定道路図等の作成、狭あい道路の整備ともに、既に事業に着手しているところが多く、事業実施に関しては軌道に乗っている。	
② 計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○	指定道路図等の作成においては、関係地方公共団体の協力が不可欠だが、当該必要性等については年々理解が深まっており、事業実施のためには好機と考えている。	
③ 計画内容に関し、住民に対する説明等が行われている。	○	狭あい道路の整備については、その都度、住民に説明が行われ、理解を得たうえで実施するものであるほか、一定区間の整備においては、住民側の要望に基づき整備するため、事業実施には協力を得られると考えている。	